.....

ポーラゆりの会 21 カード特約

.....

### 第1条(名称)

ポーラゆりの会 21 カード (以下「本カード」といいます。) とは、株式会社ポーラ (以下「ポーラ」といいます。) と、株式会社ジャックス (以下「当社」といいます。) が提携して当社が発行するカードで、

Mastercard 機能を有します。

#### 第2条(会員)

会員とは、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、ポーラを通して当社に入会の申込みをされ、 当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。

### 第3条(年会費)

本カードの年会費(カード盗難保険料及び消費税を含みます。)は、無料とします。

- 第4条(カードショッピングの支払金の支払方法)
  - 1.(1)カードショッピングの支払金の支払方法は、原則として残高スライド元利定額リボルビング払(以下「リボルビング払」といいます。)となります。
    - (2)毎月の弁済金(※1)は当社が設定したお支払コースのうちから会員が申込み時に指定し、当社が承認した表1に定めるお支払コース(但し、指定がない場合は、当社の指定したお支払コース)とします。毎月の弁済金(※1)が申込み時に指定した金額以下となる場合は、残金全額とし、包括信用購入あっせんの手数料(※2)をこれに加算してお支払いいただきます。包括信用購入あっせんの手数料(※2)は毎月締切日のカードショッピングのリボルビング利用残高に対して1.40%を乗じた額とします。なお、ご利用日から初回約定返済日までの包括信用購入あっせんの手数料は免除いたします。(但し、当該期間中に翌月以降の約定支払分を含む金額を繰り上げ返済する場合、包括信用購入あっせんの手数料は免除されません。)
      - ●包括信用購入あっせんの手数料(※2)の料率 実質年率 16.80%
    - (3)弁済金(※1)の額の具体的算定例は次のとおりです。
      - (例)毎月の弁済金が10,000円の場合で、利用残高が100,000円のとき
        - ●弁済金(※1)

10,000 円

- ●包括信用購入あっせんの手数料 (※2) 100,000 円×16.80%/12 ヶ月=1,400 円
- ●支払元金

10,000 円 -1,400 円 =8,600 円

- (4)会員の申出があり当社が承認した場合は、毎月のカードショッピングのお支払コースの変更、翌月弁済金(※1)の増額支払ができるものとします。
  - (※1) カードショッピングのリボルビング払における月々の支払金額のことをいいます。
  - (※2) カードショッピングのリボルビング払における手数料のことをいいます。
- 2.加盟店によっては、リボルビング払がご利用できない場合がございます。その場合の支払方法は、翌月1 回払となり手数料は0.00%となります。
- 3.会員は、包括信用購入あっせんの手数料の料率が金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には変動することに異議がないものとします。また、リボルビング払の場合、会員規約第一章第21条の規定に従って当社から料率変更を通知した後は、通知した時点におけるカードショッピングのリボルビング利用元本

残高の全額に対しても改定後の料率が適用されることに会員は異議がないものとします。

# 【表1】お支払コース

2,000 円コース

======	· · · : = = = = = = :	======	======	======	======			
利用残高	3万円以下	3万円超 5万円以下	5 万円超 7 万円以下	7 万円超 10 万円以下 =======	10 万円超 15 万円以下			
弁済金	2,000 円	3,000 円	5,000 円		10,000 円			
利用残高	15 万円超 20 万円以下	20 万円超 25 万円以下	25 万円超 30 万円以下	=======				
弁済金	15,000 円	20,000 円	25,000 円					
====================================								
利用残高	5万円以下	5 万円超 7 万円以下	7万円超 10万円以下	10 万円超 15 万円以下 =======	15 万円超 20 万円以下			
弁済金	3,000 円	5,000 円	7,000 円	10,000 円	15,000 円			
利用残高	20 万円超 25 万円以下	25 万円超 30 万円以下		=======================================				
弁済金	20,000 円	25,000 円						
=====================================								
	7万円以下	7万円超	10 万円超	= = = = = = = = = = = = = = = = = = =	20 万円超			
弁済金 ======	5,000円	7,000 円	10,000 円	15,000 円	20,000 円			
 ====== 利用残高		=======================================						
 弁済金 	25,000 円 =========	======	=====		=====			

7	U	Λı	)	Н	7	_	ス

				======				
利用残高	10万円以下	10 万円超 15 万円以下	15 万円超 20 万円以下	20 万円超 25 万円以下	25 万円超 30 万円以下			
弁済金	7,000 円	10,000 円	15,000 円		25,000 円			
10,000 円コース								
利用残高	15 万円以下	15 万円超 20 万円以下	20 万円超 25 万円以下	======= 25 万円超 30 万円以下 =======				
弁済金	10,000 円	15,000 円	20,000 円					
15,000 円コース								
利用残高	20万円以下	20 万円超 25 万円以下	25 万円超 30 万円以下					
弁済金		20,000円		======	======			
20,000 円コース								
利用残高	25 万円以下	25 万円超 30 万円以下						
弁済金	20,000 円	25,000 円		======				

4.リボルビングの利用残高が 30 万円を超える場合は、各コースともに 5 万円きざみで 5,000 円ずつ増額されるものとします。

## 第5条(カードショッピングの期限前弁済)

会員はカードショッピングの支払金の全額又は一部の期限前弁済を行うことができます。この場合、会員はあらかじめ当社宛に連絡するものとし、当社が指定する方法・内容に従うものとします。また、毎月締切日のカードショッピングのリボルビング利用残高に対して、1.40%を乗じた包括信用購入あっせんの手数料をリボルビング残高に加算してお支払いいただくものとします

## 第6条(適用)

本特約に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとし、本特約とジャックスカード会員規約が重複する規定については、本特約が優先されます。